

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父市小柱字塚原五〇〇番一地先から 同市蒔田字西ノ入一七五二番五地先まで	区 間
一九・五四〃 一三〇・七五	一八・六〇〃 一〇四・四〇	敷地の幅員 (メートル)
三三・一三・一一		延長 (メートル)
更である。 道路予定区域の一部変	道路改良事業 平成十八年二月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号、平成二十二年十二月十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号で告示した	備考